令和元年度東浦町教育委員会事務点検·評価表(評価対象年度:平成30年度)

事第	業番号	12	担当課	学校給食センター
1	事業名		給食センタ	ター運営事業
	総括評価 後の課題	行政が関与することにより、 地産地消率の向上にも貢献で	、継続して栄養教 きます。	かな成長や食に関する指導が行えています。 記論による安全で安心な食材の選定ができ、食材の 間の資質向上を図っていきます。
3 事	業の背景	徒の適性は栄養補給(学校給)	食の普及充実)に	戦後の食糧事情が十分でない状況で、児童及び生 重点が置かれていましたが、現在では食に関する を充実していくことに重点が置かれています。
4 事	業の目的	正しい理解と適切な判断力を	養う上で重要な役	に資するものであり、児童及び生徒の食に関する 割を果たすものであることから、学校給食及び 給食の充実及び学校における食育の推進を図りる
5 国等	関係法令 等補助制度 関連計画	学校給食法		
6 関	劉連事業	給食センター維持管理事業		
	具体的な 実施内容	増進を図るとともに、食に関 食に関して特別の配慮を必 給食の材料調達については、 し安全性の確保や食欲の向上に 給食対象者 給食実施日数 職員数 給食単価 食に関する巡回指導 食物アレルギー除去食	する指導を行いま要とする児童及び 要とする児童及び 価格以外にもます 一の場合していますが 一の場合では 一のでは 一のでは 一のでは 一のでは 一のでは 一のでは 一のでは 一の	「生徒に対する個別的な指導を行います。 地(地産地消の推進)、食感、味付けなども審証。 を 児童及び生徒(教職員含む) 中学校192日 非常勤職員) 「名非常勤職員) 「名非常勤職員) 非常勤職員) 県から派遣) 学校)
8 (平	写業実績 F成28年度〜 成30年度)		小学校1 回粗動 134回 4,700名 小学校1 回指導 130回 4,664名 小学校1 回指導 134回	名(小学校3,111名、中学校1,644名) 192回、中学校192回 名(小学校3,104名、中学校1,596名) 191回、中学校192回 名(小学校3,083名、中学校1,581名) 190回、中学校192回
9 特	記事項	現学校給食センターは、平原 や洗浄作業を行う、「ドライ		©・移転し、床に水を流さずに乾いた状態で調理 での業務を開始しました。

10 総事業費(千円)			平成28年度決	算	平成29年度決算			平成30年	決算	令和元年度予算			
10	総事	東貫(十円)	33	1,756	333,179	対前年比(%)		336,751 対前年比(%)		比(%) 348,088		対前年比(%)	
支		委託費				0				0		0	
	重	役務費		1,232	757	61.4%		899		118.8%	3.8% 1,272		141.5%
	業	需用費	250	0,410	251,921	100.6%		252,467		100.2%	257,381		101.9%
Ш	負	その他		353	763	216.1%		5,072		664.7%	7,414		146.2%
		合計	25 ⁻	1,995	253,441	100.6%		258,438	102.0%		266,067		103.0%
			①法により市町村義務と定められている。					すべて	0	一部			いいえ
			②行政関与の必要性が高い。				0	高い		普通			低い
11	₫	業の評価	③事業効果が高い。					高い		普通			低い
''	Ŧ	未少計画	④事業範囲・規模は妥当である。					妥当		改善の	余地あり	2	
			⑤受益者負担は妥当である。					妥当	0	改善の余地あり			
			⑥手法は適切である。					適切		改善の余地あり			
			② 安全安心な学校給食の実施に、行政関与の必要性は高いです。										
			③ 学校給食によって、1回に必要な摂取量、栄養価を与えることができるため健やかな成長 を促すことができます。										かな成長
12	割	価の理由	④ 学校給食法第3条で定める、小中学校の児童及び生徒に対して実施しています。										
			⑤ 物価上昇や消費税の引き上げにより、賄材料費が苦しいことから給食単価の見直しが必要です。										
			⑥ 自校調理方式と比べ、材料調達、調理、施設管理及び人材管理など、センター調理方式が 安価であり適切です。										
		拡大した場合	食に関する巡回指導の回数を増やすことが考えられますが、現職員数ではこれ以上増やすのは難しいため、人件費の負担が増加します。										
13	事業を	縮小・廃止した場合	学校給食法により、給食の提供が定められており、廃止できません。 食に関する巡回指導の回数を減らした場合についても、事業の目的達成に支障が生 能性があります。									生じる可	
14	事	業の方向性	拡大	改善	現	以維持 (C	縮小			廃止		

	事業番号	13 担当課 学校給食センター
1	事業名	ニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	総括評価 今後の課題	平成30年度は、検査・保守点検を実施し安全安心な学校給食を提供することができました。 また、給食センター乗入部の改修工事を行ったことにより、給食配送車や食材を搬入する車両 が安全に通行できるようになりました。 今後は各種保守点検の実施内容を確認し、経済的な維持管理に努める必要があります。
3	事業の背景	施設において、給食調理や子どもたちへの安全で安心な学校給食の提供に支障が出ないようにします。
4	事業の目的	学校給食の衛生面、安全性を確保するため、施設を適切に維持管理します。
5	関係法令 国等補助制度 関連計画	学校給食法
6	関連事業	給食センター運営事業
7	具体的な 実施内容	等・種圧力容器検査手数料 1回/年 上水道水質を査手数料 3回/年 その記義を変更が 3回/年 を記義務 2回/年 ボイラー保守点検業務 1回/年 電気施設保守点検業務 6回/年 調防用設備保守点検業務 2回/年 清掃業務 2回/年 清掃業務 2回/年 清掃業務 2回/年 清掃業務 5回/年 秀さい理難業務 5回/年 残済処理業務 5回/年 の別警備業務 2回/年 第十十年 5回/年 の別警備業務 4回/年 空間設備保守点検業務 1回/月 受水槽・高架水槽清掃保守点検業務 2回/年 空間設備保守点検業務 1回/年 空間設備保守点検業務 1回/年 業務用乾燥機保守点検業務 1回/年 業務用乾燥機保守点検業務 1回/年 業務用乾燥機保守点検業務 1回/年 業務用乾燥機保守点検業務 1回/年 業務用乾燥機保守点検業 1回/年 (衛生管理) 1回/年 表別で作業手順の確認を実施し、給食が遅れることなく配送できるように、また、ケガな く調理作業ができるようにしています。 学期ごとにミーティングを実施し、安全で安心な給食を提供できるようにしています。
8	事業実績 (平成28年度~ 平成30年度)	平成28年度 受水槽水質検査、第一種圧力容器検査、旧センター測量・登記 厨房機械保守点検、ボイラー保守点検、電気施設保守点検、消防用設備保守点検、廃水処理施設維持管理、清掃、害虫駆除、残渣処理、防犯警備、ダムウェーター保守点検、受水槽清掃保守点検、空調設備保守点検、業務用冷凍空調機器定期点検、圧力調整弁保守点検、業務用乾燥機保守点検 計18件 平成29年度 受水槽水質検査、第一種圧力容器検査 厨房機械保守点検、ボイラー保守点検、電気施設保守点検、消防用設備保守点検、廃水処理施設汚泥処理、清掃、害虫駆除、残渣処理、防犯警備、ダムウェーター保守点検、受水槽清掃保守点検、空調設備保守点検、圧力調整弁保守点検、業務用乾燥機保守点検 計16件 平成30年度 受水槽水質検査、第一種圧力容器検査 厨房機械保守点検、ボイラー保守点検、電気施設保守点検、消防用設備保守点検、廃水処理施設汚泥処理、清掃、害虫駆除、残渣処理、防犯警備、ダムウェーター保守点検、廃水処理施設汚泥処理、清掃、害虫駆除、残渣処理、防犯警備、ダムウェーター保守点検、受水槽清掃保守点検、空調設備保守点検、氏力調整弁保守点検、業務用乾燥機保守点検 計16件
9	特記事項	給食センター開設年度:平成26年度

10 総事業費(千円)			平成28年度決	·算	平成29年度決算			平成30年	F度決算	令和元年度予算			
			20	0,749	19,983	対前年比(%)		26,747 対前年比		23,429		対前年比(%)	
支		委託費	14	4,590	14,289	97.9%		15,228	106.6	106.6% 17,56		115.3%	
	重	役務費		579	114	19.7%		100	87.7	% 2	275		
出出	事業費	需用費				0			ı	0		0	
Ш	貝	その他				0		3,739	ı	14		0.4%	
		合計	1!	5,169	14,403	95.0%		19,067 133		17,8	17,849		
			①法により市町村義務と定められている。					すべて	一部		0	いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。				0	高い	普通			低い	
11	事業の評価		③事業効果が高い。					高い	普通			低い	
		/ ★♥ク@〒 Ш	④事業範囲・規模は妥当である。					妥当	改善の余地あり				
			⑤受益者負担は妥当である。					妥当	改善の余地あり				
			⑥手法は適切である。					適切	改善の余地あり				
			② 学校給食衛生管理基準及び大量調理マニュアルに基づく衛生管理や安全安心な学校給食を提供するため不可欠です。										
			③ 経済的な維持管理のためには、専門業者の点検を実施することが必要です。										
12	≣ ∓	価の理由	④ 法に定められた点検や施設及び設備の維持管理に努めており適当です。										
			⑤ 受益者負担はありません。										
			⑥ 保守点検には、資格が必要であることから業務委託が適当です。										
13	事業を	拡大した場合	検査・点検回数	ーー 対を増 ^い	 やすことによ	り、より多	全	 性が高まり)ますが、	事業費が増		します。	
13 =	まる	縮小・廃止 した場合	子どもたちに安全で安心な学校給食を提供することが難しくなります。										
14	事	業の方向性	拡大	改善	現	状維持 (С	縮小		廃止			